

デジタル著作権と自炊判決～出版物のデジタル化を巡って

デジタル著作権

- 印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会
 - 中川勉強会
 - 平成 24 年 11 月 8 日
 - <http://www.mojikatsuji.or.jp/pdf/nakagawavol5.pdf>
 - 出版社に対する著作隣接権の提言
- 一般社団法人 日本経済団体連合会
- 2013年2月19日
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/016.html>
- 「電子著作権」の新設を提言

デジタル著作権

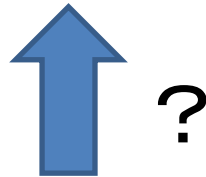
- 中山信弘、三村量一、外4名
 - 2013年4月4日
 - 出版者の権利のあり方に関する提言
 - <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130404teigen.pdf>
 - <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20130516hosoku.pdf>
 - 著作権の拡張による方向

- 文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（第7回）
- 文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ（案）
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/shuppan/h25_07/pdf/shiryu_1.pdf
- (B) 電子書籍に対応した出版権の整備の方策を軸に検討を進めていくこととされた。

- 出版者に対し、契約に基づくことなく発生する権利(著作隣接権)として権利を付与するべきか、それとも契約に基づく権利を付与するか(電子出版権の新設ないし現行の出版権の拡張)。
- 出版者からアマゾン、楽天などのプラットフォームなどの第三者にサブライセンス(再利用許諾)させるべきか。

著作物流通事業者の権利の方向性

レコード業者の権利



出版事業者
の権利



著作者の意思に基づかない
権利行使をどこまで認める
べきか



一般の著作物の流通業者の権利

自炊

- 本をスキャンニングするサービス
- 私的複製に該当するか。

東京地裁平成25年9月30日 29部

- 問題については、複製の実現における枢要な行為をした者は誰かという見地から検討するのが相当であり、枢要な行為及びその主体については、個々の事案において、複製の対象、方法、複製物への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して判断するのが相当である(最高裁平成21年(受)第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁参照)

ロクラクⅡ事件

- インターネットを利用して親子ビデオとしての利用が可能なビデオデッキに対して、テレビ局10社が訴えた事件。
 - 東京地方裁判所では原告勝訴(2008年03月17日)
 - 知財高裁では被告勝訴(2009年01月17日)
 - 最高裁第一小法廷(2011年1月20日)は破棄差し戻し。

ロクラク最高裁判決

- 複製の主体の判断に当たっては、複製の対象、方法、複製への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して、誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ、
- 上記の場合、サービス提供者は、単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており、複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ、当該サービスの利用者が録画の指示をしても、放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり、サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。

金築裁判官の補足意見

- 著作権法21条以下に規定された「複製」、「上演」、「展示」、「頒布」等の行為の主体を判断するに当たっては、もちろん法律の文言の通常の意味からかけ離れた解釈は避けるべきであるが、単に物理的、自然的に観察するだけで足りるものではなく、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって、このことは、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為であることからすれば、法的判断として当然のことであると思う。
- このように、「カラオケ法理」は、法概念の規範的解釈として、一般的な法解釈の手法の一つにすぎないのであり、これを何か特殊な法理論であるかのようにみなすのは適当ではないと思われる。

東京地裁平成25年10月30日 40部

- 同条項にいう「その使用する者が複製する」というためには、使用者自身により複製行為がされるか、あるいは使用者の手足とみなしうる者によりこれがされる必要がある

組み合わせは2の3乗

	誰の本を	誰の機械で	誰がスキャン	備考
超私的複製	お客の本を	お客の機械で	お客が	
出張作業員	お客の本を	お客の機械で	業者が	手足？
コンビニ方式？	お客の本を	業者の機械で	お客が	付則6条
自炊A	お客の本を	業者の機械で	業者が	
押しかけスキャニング	業者の本を	お客の機械で	お客が	
ビジネス的に無い	業者の本を	お客の機械で	業者が	
自炊B	業者の本を	業者の機械で	お客が	
真っ黒	業者の本を	業者の機械で	業者が	

付則

- (自動複製機器についての経過措置)
- 第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

出版については、デジタル的な権利 制限規定は必要か

- (プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)
- **第四十七条の三** プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。
- **2** 前項の複製物の所有者が当該複製物(同項の規定により作成された複製物を含む。)のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。